

「めぐり愛」利用料 その他費用の額

基本利用料 居宅介護支援費（Ⅰ）

取扱要件	要介護度 (単位)	基本利用料 (1ヵ月につき)	法定代理受領分	法定代理 受領分以外
居宅介護支援費（ⅰ） <取扱件数が40件未満>	要介護度 1・2 (1076)	10,985円	自己負担は ありません	10,985円
	要介護度 3・4・5 (1398)	14,273円		14,273円
居宅介護支援費（ⅱ） <取扱件数が40件以上60件未満>	要介護度 1・2 (539)	5,503円		5,503円
	要介護度 3・4・5 (698)	7,126円		7,126円
居宅介護支援費（ⅲ） <取扱件数が40件以上60件未満>	要介護度 1・2 (323)	3,297円		3,297円
	要介護度 3・4・5 (418)	4,267円		4,267円

(注1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改訂された場合は、これら基本料金も自動的に改訂されます。

【加算】以下の要件を満たす場合、上記基本利用料に以下の単位が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算単位
初回加算	新規あるいは要介護状態区分が2区分以上変更された利用者に対し指定居宅支援を提供した場合（1ヵ月につき）	300単位
入院時情報連携加算（Ⅰ）	利用者が病院等に入院する際に、入院後3日以内に、必要な情報を提供した場合（1ヵ月につき1回を限度）	200単位
入院時情報連携加算（Ⅱ）	利用者が病院等に入院する際に、入院後7日以内に、必要な情報を提供した場合（1ヵ月につき1回を限度）	100単位
通院時情報連携加算	利用者が医療機関で診察を受ける際に同席し、医師と情報連携を行い、当該情報を踏まえてケアマネジメントを行った場合。	ひと月に1回が限度 50単位/月

ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。